

(平成21年度決算) 健全化判断比率等について

(内容現在：平成22年9月15日)

概要等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年制定）」の規定により、地方公共団体は、健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）を毎年度算定し、監査委員の審査を経て、議会に報告し、公表することが義務付けられました。

また、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上、または資金不足比率が経営健全化基準以上の場合は、議会の議決を経た「財政健全化計画または経営健全化計画」を策定し、財政の健全化に向けて計画的に取り組まなければなりません。

健全化判断比率

健全化判断比率は、以下の4つの指標をいいます。

1 実質赤字比率

一般会計等の実質的な赤字額（実質赤字額）が、標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標です。

実質赤字額がない場合の比率は、「－（比率なし）」となります。

2 連結実質赤字比率

すべての会計の実質的な赤字額（連結実質赤字額）が、標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標です。

連結実質赤字額がない場合の比率は、「－（比率なし）」となります。

3 実質公債費比率

一般会計が負担しなければならない実質的な借入返済金（公債費）や特別会計等の借入返済金などが標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標で、過去3ヶ年の平均値をいいます。

4 将来負担比率

一般会計等が負担しなければならない実質的な負債が、標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標です。

平成21年度健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
平成21年度決算	— (▲9.05)	— (▲16.50)	15.0	162.0
前年度の比率	(▲7.52)	(▲13.94)	15.6	183.9
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	40.0	35.0	

※実質赤字額がない場合の比率は、「— (比率なし)」となります。

※比率の「▲」表示は、黒字比率を示す。

平成21年度資金不足比率

公営企業会計の資金不足額が、その会計の事業規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標です。

資金不足額がない場合の比率は、「— (比率なし)」となります。

(単位：%)

	企業会計		特別会計	
	水道事業 会 計	病院事業 会 計	簡易水道 事業会計	下 水 道 事業会計
平成21年度決算	— (▲129.6)	2.9	— (0.0)	— (0.0)
前年度の比率	(▲132.7)	9.6	(0.0)	(0.0)
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0

※比率の「▲」表示は、黒字比率を示す。